

プロローグ

2010年3月12日付けで「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」(21 文科高第 628 号)の通知により、2011年4月より同設置基準の改正が行われることが発表されたことを受けて現状、どのような問題を抱えているのかを必修科目「キャリア・デザイン」⁽¹⁾の担当者としてP D C Aサイクルに則り検討するものである。

1 大学設置基準等の改正

「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」(2010年3月12日)の通知により、2011年4月より同設置基準の改正が行われることが発表された。通知による改正の趣旨は以下の通りである。

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。

拙著「武蔵野学院大学の教育課程と人材認証制度」(2014)⁽²⁾でも指摘したが、改正教育基本法(2006)において職業教育に関する考え方が明確されたことも大きな流れの中で意味を見いだせる。以下教育基本法の該当部分を取り上げておきたい。(なお下線部は筆者による)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつ

つ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育基本法に定める教育の目標の中にはっきりと職業教育が入ってきたことが大学設置基準等の改正につながっていることは言うまでもないことだ。

では、何故このような改正がなされたのだろうか。それは大学設置基準等の改正の趣旨に冒頭に見ることができよう。すなわち、「学生の資質能力に対する社会からの要請」がその第1の理由である。同じようなことは英語教育についても同様である。実用英語や英会話、最近では英語コミュニケーション能力についても同じような流れである。

2 キャリア教育（職業教育）とは

キャリア教育（職業教育）とは職業観、労働意識、職業生活などを合教育の中で取り上げるものとして考えられる。文部科学省はキャリア教

育の導入に際し、その歴史を次のように示している。

我が国において「キャリア教育」という文言が公的に登場し、その必要性が提唱されたのは、平成 11 年 12 月、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においてであった。同審議会は「キャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」とし、さらに「キャリア教育の実施に当たっては家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校ごとに目的を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある」と提言している。⁽³⁾

「キャリア教育」の定義について中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011 年 1 月 31 日）より紹介しておきたい。

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。⁽⁴⁾

なお、同答申では「キャリア教育」と「職業教育」を区別している。「職業教育」については以下のように定義している。

「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である。専門的な知識・技能の育成は、学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点

を踏まえた教育の在り方を考える必要がある。また、社会が大きく変化する時代においては、特定の専門的な知識・技能の育成とともに、多様な職業に対応し得る、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる能力や態度の育成も重要であり、このような能力や態度は、具体の職業に関する教育を通して育成していくことが極めて有効である。⁽⁵⁾

キャリア教育が大きな視点から、職業教育が限定的な意味合いを持っていることは明らかである。これらの定義を受けて、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団においても中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」(2011)のキャリア教育及び職業教育の定義をそのまま提唱している。また、ネット上の「知恵蔵 2015 の解説 キャリア教育」では次のような定義を示している。

青少年の進路指導に関わる新しい教育概念。1970年代初めに当時の米国連邦教育局長官マーランドが **career education** という言葉で提唱した。中央教育審議会(中教審)が 99年に、「学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせると共に、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」として提言し、政策的に推進されることとなった。概念としては進路指導と基本的違いはないが、文部科学省内に設けられたキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議が 2004年1月に発表した報告書によると、「従来の進路指導に比べてより広範な活動」を展開すること、また、専門的な知識・技能の習得に重点を置いた従来の職業教育を反省して、働くことや専門的知識・技能の習得の意義を理解させることが狙いとされ、小学校から始めることとされている。

(新井郁男 上越教育大学名誉教授／2007年)⁽⁶⁾

3 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011年1月31日）

「キャリア教育」を扱うには原点となるこの答申の内容をまず把握しておきたい。その内容構成は以下の通りである。

はじめに

序章 若者の「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への移行」を巡る経緯と現状

第1章 キャリア教育・職業教育の課題と基本的報告性

第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

第4章 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

第5章 生涯学習の観点に立ったキャリア教育形成支援の充実方策

第6章 キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方

こうした答申の必要性は子ども・若者の変化が大きく影響していることはいままでもないことだ。

子ども・若者については、働くことへの関心・意欲・態度、目的意識、責任感、意志等の未熟さや、コミュニケーション能力、対人関係能力、基本的マナー等、職業人としての基本的な能力の低下、職業意識・職業観の未熟さなどが多く指摘されている。⁽⁷⁾

しかし、この背景には少子・高齢化に伴い将来の労働人口の減少が予想されることが大きな問題となっていることが伺える。労働人口が減少すれば、安定した税収入の確保が困難となること、保険料等を収める人口が減るといふことになれば、当然その分は減収となり、年金の支給等におも

大きな影響を及ぼすこととなる。すでに年金の支給額も減額される措置が取られている。中央教育審議会の答申である以上、税金と保険、年金等については直接触れていないものの、「はじめに」と「序章 若者の『社会的・職業的自立』や『学校から社会・職業への移行』を巡る経緯と現状」の冒頭からそれを読み取ることができる。

本稿ではすべての学校種を取り上げることはできないので、大学を中心に上げることとする。中教審によればキャリア教育・職業教育のポイントは次の通りであると言う。

●キャリア教育について

◇大学・短期大学：教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制の整備が制度に位置付けられたことを踏まえ、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等、多様な取組を推進していくことが期待される。

●職業教育について

◇大学・短期大学：重点を置く機能や養成する人材像・能力を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。また、職業意識・能力の形成を目的としたインターンシップや課題対応型学修等、実践的な教育の更なる展開が期待される。さらに、生涯学習ニーズにこたえていくことも重要な役割である。⁽⁸⁾

現在、大学で最も求められているのは職業教育ではなく、キャリア教育ではないかと思える。キャリア教育を踏まえて職業教育に発展するというのが基本的な考え方となろう。本来であれば、小中高等学校の段階でキャリア教育を終え、高等教育では職業教育を施すというのが理想であろう。もちろん、高等学校であっても専門高校のように普通科以外の学科を設置している場合には職業教育の必要性は高くなる。子ども・若者の変化が大きい昨今、キャリア教育の内容をある程度踏襲する必要性が

あるのと同時に、インターンシップやゼミのようなグループワーク、課題対応型学修、能動的学修を促進させることが必要である。

4 キャリア教育の実態

一般財団法人全国大学実務教育協会主催による「課題解決型学習の実践事例研究会」(2013年9月6日)⁽⁹⁾に参加したが、この時あまり大きな問題として取り上げられなかったが、筆者自身が問題意識として強く感じたことがあった。武蔵野学院大学ではキャリア教育を必修化した新しい教育課程を平成25年度より導入した。必修化したことにより、学年全体画の学生が履修することになり、100人前後の学生が履修することになった。対応としては現在3人の教員体制に加え、サポートとして担任制度を採用しているため、科目担当者以外に3名程度の教員が加わっている。事例紹介では本学のこうした取り組みも紹介したが、他学ではすべて選択科目として実施し、少ないところは15名程度のゼミによる推進であった。少ない人数での実施が理想的で、最も効果が出るとしたことで結論が出されたが、そもそも、キャリア教育導入の大学設置基準等の改正の趣旨はごく一部の学生にキャリア教育を導入するのではなく、全員に履修させることが必要であるが、このことについてあまり議論がなされなかったことだ。

課題解決型学習は大人数を対象するものではないが、グループワークを利用すること、さらに複数の教員が参加することで可能となる。「課題解決型学習の実践事例研究会」(2013年9月6日)では事例紹介が主であったが、まだまだどの大学も試行錯誤であったが、特に少人数での実施がメインであった。現在はどうかであろうか。課題が残るところだ。

5 学生の実態

実際にキャリア教育の科目「キャリア・デザイン2」を担当してみてもわかったことは、自分が労働するということと社会の仕組みが実感とし

てわかっていないということだ。税金の仕組み、国の予算、保険、年金、さらには身近なところでは日本学生支援機構の奨学金等はどのようにして成り立っているのか。少子高齢化がこうした社会の仕組みとして、どのような影響を与えているのかを実感することは難しい。

学生はアルバイトの経験から「労働と賃金」の関係は分かっているが、労働に伴う労働観、勤労に対する考え方は充分ではない。これはライフワークという大きな視点ではなく、一過性の労働観しか現在持ち合わせていないということにつながる。従って、キャリア教育・職業教育と同時に、まさに人生どう生きるべきかという大きな考え方が根底になれば、しっかりとした人生設計をしていくことはできないだろう。自分の考えを深めていくというプロセスが欠如している。インターネットの普及によりSNS等を通じた情報が氾濫している中、本当の自分の考えが持てなくなっているというのが実状かもしれない。

6 エピローグ

大学は3つの方針（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）を掲げ、養成する人材を明確化して学生募集に当たっている。しかし、受験生は必ずしも卒業後のイメージを明確に持っているものは必ずしも多くはない。また、学部学科の性格とは異なる就職する事例も多い。そもそも大学は職業教育に特化する教育機関ではない。専門教育をさらに深めるところが主の役割である。しかし、政府の少子高齢化対策、若者の変化に伴い、大学でのキャリア教育の必要性が高まってきたところだ。実際には教養教育も捨てがたいところだ。キャリア教育の実態は、大学毎に大きく異なるところだろう。紋切型に進めることはできない。大学が試行錯誤しながら大学なりの独自のキャリア教育を模索していくしかないだろう。

注

- (1) 武蔵野学院大学が 2013 年度より導入した実践キャリア実務士（全国大学実務教育協会）の教育責任者となり、2014 年度に「キャリア・デザイン 2」、2015 年度に「キャリア・デザイン 1」及び「キャリア・デザイン 2」を担当。
- (2) 拙著「武蔵野学院大学の教育課程と人材認証制度」（『武蔵野教育研究』第 3 巻第 1 号、武蔵野教育研究会、2014年2月）を公表。
- (3) 「キャリア教育とは何か」
(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/06/16/1306818_04.pdf#search=%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E7%9C%81++%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E6%95%99%E8%82%B2)(2015 年 2 月 2 日アクセス)
- (4) 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011年1月31日），p.16.
- (5) Ditto.
- (6) 新井郁男「知恵蔵2015の解説 キャリア教育」
(<https://kotobank.jp/word/%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E6%95%99%E8%82%B2-182787#E7.9F.A5.E6.81.B5.E8.94.B52015>)（2015 年 2 月 6 日アクセス）
- (7) 中央教育審議会, p.13.
- (8) Ibid., p.66.
- (9)筆者自身が一般財団法人全国大学実務教育協会主催「課題解決型学習の実践事例研究会」（2013年9月6日）に参加した。なお、武蔵野学院大学の高橋暢雄学長が同研究会の事例紹介で本学の紹介するため、パネラーとなった。本学は同財団法人の実践キャリア実務士について、いち早く導入したこと、東京近辺の四年制大学では導入しているのは本学だけということ、学長自身が実践キャリア実務士の教育課程の必

修科目を担当していることから同協会からパネラーとしての参加が要請されたもの。なお、筆者は実践キャリア実務士の教育責任者。



【キーワード】 キャリア教育、職業教育、3つの方針